

令和5年1月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

11番	鈴 木 みどり	12番	早 川 公 二
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
教 育 部 長	柴 田 寿 文	総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人
健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵	会 計 管 理 者	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	梅 田 英 明

介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

安井 幹雄

児童課長

飯田 宏基

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

水谷 繁樹

会計課長

鈴木 博貴

学校教育課長

渡邊 一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野 修

図書館長

山田 淳

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

書

記

佐藤 文彦

書 記

川村 紀子

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第3 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第5 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第6 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第11 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第13 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第14 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第68号 弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第3 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第5 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第6 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第11 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第13 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第14 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第68号から日程第15、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして議案質疑させていただきます。

まず私のほうからは4つの議案について質疑させていただきます。

まず1つ目、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

この議案を要約すると、定年年齢を60歳から65歳に引き上げると。今まで、再任用あるいは会計年度任用職員という形で雇用していたものを正職員というのかな、形で採用するということになってくるかと思います。

そうした中で、国の定数管理の枠と交付税の影響額というのはどのようになっていくんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） おはようございます。

定員管理と交付税への影響はということでございますが、定員管理は、事務事業を効果的、効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置するものであります。

今回の定年年齢の引上げは、職員の定員管理に大きな影響を与え、年齢構成の変化や、併せて導入される役職定年制などにより生じる多くの課題を解消しなければなりません。また、定年年齢の段階的な引上げ期間中においては、定年退職が2年に一度しか発生しないこともあり、これにより影響を受けることとなる新規採用をどのように考えていくかが大きな課題であると認識しております。

採用においては、適切な人材を確保する観点や、地方公務員を志望する者を安定的に確保する観点からも、採用者数を一定程度平準化することが望ましいとされており、採用の方法によっては一時的な職員数の増加も想定されます。

今後も適正な人員数の精査等を適宜行い、中長期的な観点から適正な定員管理に努めてまいります。

交付税においては、単に職員数の増減が影響を及ぼすものとして令和元年度まで職員数削減率が算定に含まれておりましたが、令和2年度の算定方法の見直しにより職員数削減率による部分は廃止されたため、職員数の増減による直接的な影響はないものとなっております。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 大きく影響していくと、今後、新規採用等にも影響が及んでいくので、今後の採用の仕方等、慎重に行わなければならないということでありました。

ただ、交付税についてはほぼ影響はないと言われております。

ですが、定数の枠ですね。やっぱり今の弥富市役所の定数よりはみ出して雇用していく場合は、交付税は来ないという状況になろうかと思うんです。そうした中で、やっぱり私としてはそういう影響があるんじゃないかというふうに思っています。

そこでもう一つですが、これによってこの対象人数というのはどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 定年年齢の引上げは、任期付職員や会計年度任用職員などの定年制度の適用がない職員を除く一般職が対象となるものであります。

また、令和13年4月に定年引上げが完成するまでの定年退職予定者は22名でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 22名がこうした対象になってくるということです。

そうした中で、やはり先ほど言われたように新卒、あるいは若い人の採用枠が減るというような懸念があるわけですが、その辺りについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 先ほどの回答の中でも申し上げましたが、適切な人員数の精査を適宜行って、中長期的な観点から適正な定員管理に努めるという回答になります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑としては3問までということなんで、これ以上はこの議題に対しては出しませんが、何とか苦しい言い訳みたいな感じで、やっぱりその新卒の採用というのが減っていくというのは多分現実的にあるというふうに思うんですね。

そうした中で、やはり弥富市としては今までどおり新卒を採用していくんだというふうな気構えでいこうとすると、やっぱりその分は交付税で見てくれるわけじゃないもんですから持ち出しということになろうかと思うんですよ。その点も踏まえて、やっぱりこうした状態でいいのかと。今までの会計年度であれば、そのようなことはなかったわけですね。だから、その辺もやっぱり国に対してしっかりと要望を上げていただきたいなというふうに思っています。

続きまして、議案第73号でございます。弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

簡単に言いますと、市長はじめ三役の報酬ということでございます。

そこで、1点お尋ねします。

市長の報酬が3割減されておりましたが、これは今現在解除されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和元年7月1日施行の弥富市長の給与の特例に関する条例につきましては、特例期間を令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間としております。したがって解除になっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした状況の中で、満額ということになっているかと思います。

そこでもう一つですが、弥富市議会では人事院勧告等に準拠してというふうに考慮されておりますけれども、この人事院勧告に関して必ずしも準ずる必要があるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき一般職の国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものとされております。

本市の議員、特別職の期末手当制度につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の審議内容に含まれておらず、国の特別職に準じた取扱いとしております。国の特別職の改定は一般職の指定職職員に準じて改定するものであるため、本市の議員、特別職の改定においても人事院勧告の内容に準じた改定を行うものでございます。

この結果、議員、特別職の期末手当に対して、社会情勢が反映されるものと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、最後、社会情勢と言いましたけれども、社会情勢としては本当に企業としては中級、1億円以上の企業にとってはプラス査定だということですが、その反対に、非正規職員であったり中小企業の方の方たちは賞与すらもらえないというような状況が続いているというふうに思っておりますので、そうした中で私たちだけ引き上げるということになるのかと思うんですが、やはりそれに対しては難しいところがあるんじゃないかというふうに思います。

続きまして、議案第76号でございます。弥富市十四山公民館条例の一部改正についてでございます。

この十四山公民館について、廃止するという方向でございますが、現在の使用状況はどのような状況でございますか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の教室等の利用に関しましては、10組の社会教育団体の定期利用がございました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、10組利用されていると。そういった中では、福祉センターとかに振り分けたということは答弁されているかと思います。

現在、十四山公民館の建物の耐震というのはどのような状況になっておりますか。それと、あと跡地についてはどのように活用していくのか、あるいは壊すのか、今の考えをお答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の管理棟及び講堂に関しましては、耐震基準が満たされております。また、十四山公民館の管理棟に関しましては、講堂へ電力を送る配電盤や消防設備が備え付けられておりますので、しばらくの間は取り壊す予定はございません。

跡地利用に関しましては、小学校再編の検討の中で整理してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現在は、耐震もあって電力等もきちんと整備されているということで、取り壊すつもりはないということでした。

今後の学校再編の際に考えていくということでしたが、であれば今現在削減する必要があるのかという疑問が湧いてきます。

最後に、経費については幾らほど、これを廃止にすることによって削減になるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の管理棟を廃止することによって削減される経費といたしましては、当該施設が老朽化した建物ですので、その年によって改修工事や修繕費用が異なりますが、予算ベースで比較しますと約1,500万円の削減となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 予想以上に大きな経費が削減されるということでございます。

続きまして、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正についてでございます。

いこいの里の利用時間を短縮して、午後5時までに改めるということでございますけれども、今現状の午後5時以降の利用度というのは、現状どうなっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） いこいの里において、夜間利用ができるのは和風娯楽室のみであります、これまでに一般利用の実績はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 利用がないということでございましたが、どの程度利用がなかったのかというところで、次の質問と一緒に答えていただきたいんですが、これによる経費の削減というのは幾らほどになるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 経費の削減についてでございますが、長期間にわたり夜間の利用実績がなく、人件費や需用費等の経費がかかっていないことから削減経費はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 後で確認していきます。5時以降の、今現状は開いているという状況で、ただ利用がないもんですから経費がかかってないよと。だから経費は今かかってないから、それによる削減はないよという理解でよかったかなと思います。

では、この廃止に至るその経緯というのは、どのような考えの下で廃止というか時間短縮になるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 長期間にわたりいこいの里の夜間利用がない現状にあることから、実態に即して効率的に施設管理をするため条例改正を行うものであります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑のほうは終わりますが、やはり長期間夜間利用がないという時点で、私はやっぱり利用されるような形で改善方向を考えられなかったのかなというふうな疑問は思っておりますので、そのことも踏まえて委員会のほうでも質疑させていただきたいと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典です。

通告に従いまして、議案質疑させていただきます。

議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

中小零細企業が賃金が上がっていない状況ですが、議員の手当が上がることになりませんが、値上げの根拠を伺えますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 那須議員への御答弁の繰り返しとなりますが、本市の議員、特別職の期末手当制度につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の審議内容に含まれておらず、国の特別職に準じた取扱いとしております。国の特別職の改定は、一般職の指定職職員に準じて改定するものであるため、本市の議員、特別職の改定においても人事院勧告の内容に準じた改定を行うものであります。

この結果、議員、特別職の期末手当に対して社会情勢が反映されるものであると考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ということは、報酬審議会は開かれていないということでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 弥富市特別職報酬等審議会は、議員報酬の額並びに市長、副市長

及び教育長の給料の額について審議するものとされております。本議案において改正される期末手当に関しましては審議内容に含まれていないため、審議会は開催されておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 最後の質問ですが、人事院勧告の件ですが、先ほどと同じ答弁になりますかね。それでは、それは取り消します。

以上で、私の質疑を終了させていただきます。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案14件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 早 川 公 二

